⑹　（略）

⑺　腐食性物質

「Y840」～「869」　（略）

「870」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）蓄電池は、ショートを防止する措置を講じ容器内に適切な材質で内張りをし、電解液が漏えいしないよう密閉して包装すること。

２）～４）　（略）

「871」　（略）

「872」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）緩衝材を詰め、ショートを防止する措置を講じること。

２）　（略）

「873」・「Y873」　（略）

「874」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）ショートを防止する措置を講じ、かつ、不測の作動が起こらないようにすること。

２）～５）　（略）

「875」・「876」　（略）

⑻　その他の有害物件

「950」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）　（略）

２）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、ショートするおそれのないよう措置すること。

３）～５）　（略）

６）リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、車両に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年７月１日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

７）　（略）

８）金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定A94の要件を満たさなければならず、車両に確実に固定し、損傷及びショートが起こらないような方法で保護すること。

⑹　（略）

⑺　腐食性物質

「Y840」～「869」　（略）

「870」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）蓄電池は、短絡を防止する措置を講じ容器内に適切な材質で内張りをし、電解液が漏えいしないよう密閉して包装すること。

２）～４）　（略）

「871」　（略）

「872」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）緩衝材を詰め、短絡を防止する措置を講じること。

２）　（略）

「873」・「Y873」　（略）

「874」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）短絡を防止する措置を講じ、かつ、不測の作動が起こらないようにすること。

２）～５）　（略）

「875」・「876」　（略）

⑻　その他の有害物件

「950」は、次の容器及び包装等を示す。

（表　略）

㈱１）　（略）

２）蓄電池は、確実に固定するとともに直立の状態を保ち、かつ、短絡するおそれのないよう措置すること。

３）～５）　（略）

６）リチウム組電池が内蔵されている場合には、組電池は国連試験基準マニュアルに従った試験に合格したものでなければならず、車両に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。国連勧告で規定する品質管理プログラムの下で製造されていること。リチウム金属単電池とリチウムイオン単電池の両方を含む組電池で外部充電できないように設計されているものは、リチウム金属組電池として試験されていること。また、平成15年７月１日以降に製造された電池にあっては、当該試験結果が提供可能であること。

７）　（略）

８）金属ナトリウム又はナトリウム合金を含む電池が内蔵されている場合には、特別規定A94の要件を満たさなければならず、車両に確実に固定し、損傷及び短絡が起こらないような方法で保護すること。